

平成22年度税制改正 グループ法人税制 パート6

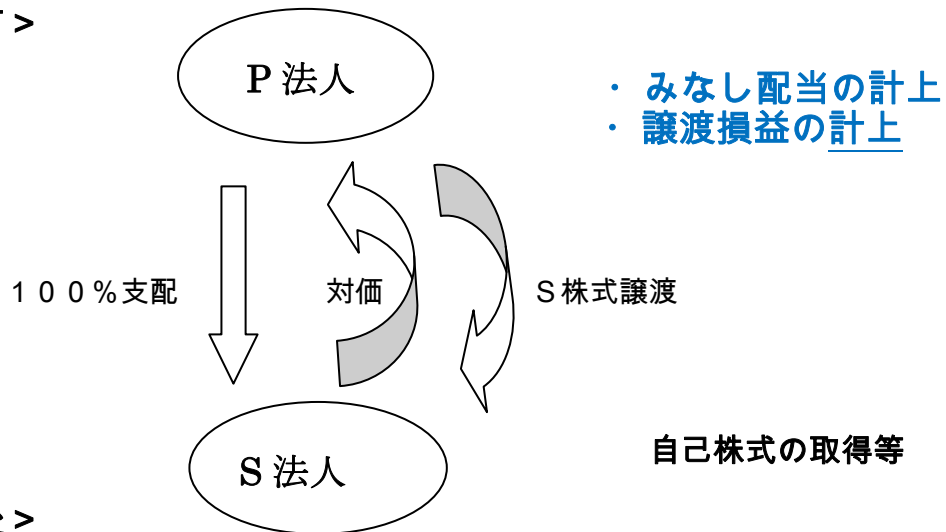
～100%グループ内の法人間の自己株式の

譲渡等の取扱いが変わります～

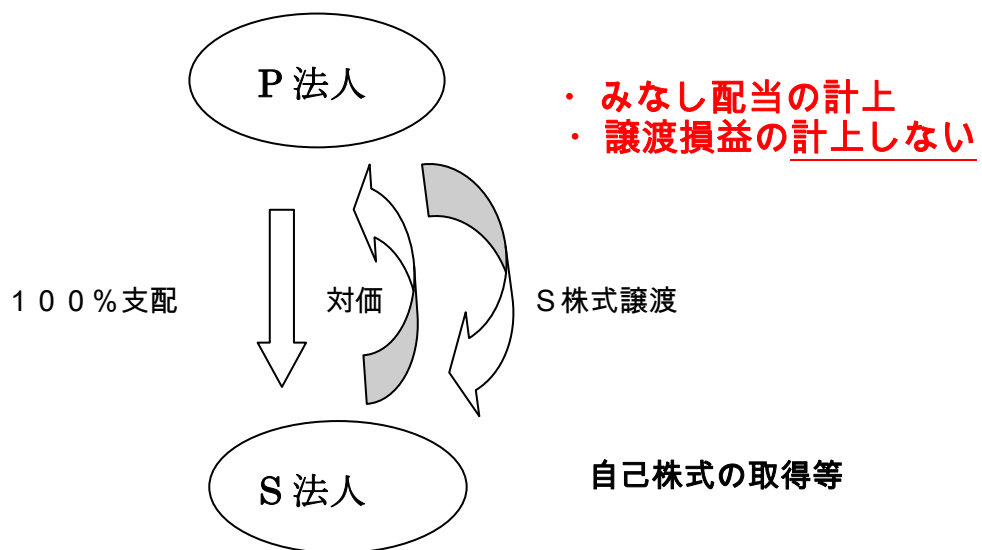
100%グループ内の法人間の自己株式の譲渡等

100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合(自己株式取引)には譲渡対価の額を譲渡原価の額とみなし、その譲渡損益を計上しないこととされました。

< 改正前 >



< 改正後 >



< 適用時期 >

上記の改正は、平成22年10月1日以後の自己株式の譲渡取引から適用されます。